

【表紙】

【提出書類】 確認書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の8第1項

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 平成26年8月8日

【会社名】 株式会社船井総研ホールディングス
(旧会社名 株式会社船井総合研究所)

【英訳名】 Funai Soken Holdings Incorporated
(旧英訳名 Funai Consulting Incorporated)
(注)平成26年3月29日開催の第44回定時株主総会の決議により、
平成26年7月1日付で当社商号を上記のとおり変更いたしました。

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 高 嶋 栄

【最高財務責任者の役職氏名】 取締役執行役員 経営管理本部 本部長 奥村 隆久

【本店の所在の場所】 大阪市中央区北浜4丁目4番10号

【縦覧に供する場所】 株式会社船井総研ホールディングス 東京本社
(東京都千代田区丸の内1丁目6番6号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長高嶋栄及び当社最高財務責任者奥村隆久は、当社の第45期第2四半期（自平成26年4月1日至平成26年6月30日）の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。